

委員長報告書

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 8 月 26 日
議案名	議案第 38 号 工事請負契約をするについて
内容	諏訪市文化センター大規模改修工事の建築主体工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求められるもの。8 月 7 日に一般競争入札が行なわれ、総合評価落札方式によって、13 億 6,950 万円でスワテック建設株式会社が落札し、8 月 13 日に仮契約が行なわれている。
主な質疑	問 最初の入札で不調となり、二回目の入札で業者が決まることとなったが、設計図書の内容の見直しを行ったのか。 答 積算項目や単価について見直しが行なった。 問 屋根を外す事に関して、文化財の改修工事を行うことに対する技術的評価はどのように行ったのか。 答 文化財ではあるものの、一般的な鉄筋コンクリート構造であることから、文化財改修工事の経験は不要と判断。文化センターの半分くらいとなる 2,000 平米程度の工事实績があることを加点として評価した。 問 何点以上が合格という基準はあるのか。 答 特に、何点以上という基準はない。
討論	反対討論 文化財の保護は否定しないが、今後巨額の修繕費用がかかることが予想され、また、上諏訪駅西口や諏訪湖イベントひろば、南部地区小中一貫校など大型事業が控えている。そんな中、文化センターの改修工事に関して市民からは、物価高騰による生活苦対策を優先して欲しい、と未だに不満の声が聞こえる。契約に瑕疵^{かし}はないが、これまでの経緯と市民感情を踏まえ反対。 賛成討論 議案の審議は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の趣旨に則り進めるべき

	ものであり、客観的かつ合理的に判断しなければならない。既に議論が尽くされた内容を鑑み、市民の利益を優先に、慎重かつ論点を明確にし、事業を進めるべく判断することが必要かつ負託された責務だと考える。こうした観点を踏まえて、住民福祉への効果、金額の適正性、入札の公平性、施工業者の能力といった各観点から、請負契約の締結を行うことが適正であるかの審査を行った結果、本契約をする相手方として適正であると判断するとして賛成。
審査結果	賛成多数で可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 39 号 諏訪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
内容	人事院規則の一部が改正され、部分休業制度において新たな取得形態が追加されるとともに、妊娠・出産等について申し出をした職員や 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等が行なわれるための規定を追加するなど、所要の改正が行われるもの。
主な質疑	問 この制度を利用して育児休業を取得した場合、その部署では職員の不足が生じ、業務に影響があるのではないか。 答 育児休業を取得する場合、事前に面談により復帰後の勤務形態の相談を受けている。その内容を受けて、配置する前に職場の課長・係長に伝え業務配分など調整いただいているので問題なく対応できている。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 43 号 諏訪市水道事業給水条例等の一部改正について
内容	令和 6 年の能登半島地震において、地元の工事事業者の被災等によって、給排水設備の復旧が長期化したことを踏まえ、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等による給排水及び給湯設備工事の実施を可能とするため、関係する 3 本の条例について、所要の改正が行なわれるもの。
主な質疑	問 他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等による給排水及び給湯設備工事の実施を可能とするとあるが、その期間は設定されているのか。 答 災害は地震を想定しているが、地震の種類や規模によって異なるので、災害発生時に都度判断する。 問 地域によって土質が^{としつ}違うが、他市町村の業者が工事する際に支障はないのか。 答 工事に当たっては、水道局がサポートを行う。 問 温泉の工事に関して、温泉を扱ったことがない他市町村の業者が工事する際に支障はないのか。 答 温泉管の工事についてはサポートを行うが、一般的な給湯工事はどの自治体も行っているため支障はない。 問 条例改正に至った経緯として実例があったのか。 答 実例は確認していないが、国土交通省から改正の助言があった。6 市町村では、岡谷市、茅野市、下諏訪町は 6 月に改正し、諏訪市と富士見町、原村が 9 月に改正予定となっている。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について 及び 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について
内容	諏訪市霧ヶ峰リフト及び諏訪市霧ヶ峰キャンプ場について、いずれの施設も令和 8 年度から指定管理者による管理運営を行うよう候補者を公募したところ、霧ヶ峰リフトには 1 社、霧ヶ峰キャンプ場には 4 社の応募があった。この 2 件について、6 月に開催された選定審査会の審査の結果、霧ヶ峰リフトには株式会社 アクトワークス ActWorks、霧ヶ峰キャンプ場は株式会社アポルタがそれぞれ候補者として選定されたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決が求められる。なお、指定期間は令和 8 年 4 月より 5 年間となる。
主な質疑	議案第 44 号「公の施設の指定管理者の指定について」 問 リフトの運用という観点からすると、運用に関する知識や資格が必要になってくると思うが、その確認は。 答 資格を持っている方を採用する方針と聞いている。また、株式会社 アクトワークス ActWorksの代表者が今夏からリフトの運用に携わり、資格取得の準備をしている。 問 今後、一般会計からの繰り入れの見込みは。 答 指定管理料として年額 3,000 万円を上限としている。 問 現在、2基あるリフトのうち 1 基しか運用していない。今後はどうするのか。 答 今回の指定管理は、1 基のみ。現在休止しているもう 1 基は当面使用しないが、撤去はしない。 議案第 45 号「公の施設の指定管理者の指定について」 問 株式会社アポルタは、運営に関してノウハウを持っているのか。 答 市外での実績がある。 問 キャンプ場の指定管理料はいくらか。 答 1 年目に場内の 3 か所のトイレの改修を条件に付けている。これに係る費用を含め、1 年目は 1,000 万円を上限、2 年目以降については、50 万円

	を上限にしている。 問 指定管理は５年契約となっているが、途中で経営を断念するような状況になった場合はどうするのか。 答 その時点の状況を見極めながら検討する。 問 選定された事業者の特徴的なものは。 答 諏訪湖畔でレンタサイクルやカヤック体験を営業している事業者で、諏訪湖畔と霧ヶ峰を結ぶような事業展開をしたいとの提案等があった事。
討 論	いずれも無し
審 査 結 果	いずれも全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 49 号 令和 7 年度諏訪市一般会計補正予算(第 3 号)
内容	総務費は、補正額 1 億 2,800 万円で、総務管理費に旧東洋バルヴ諏訪工場建屋の照明器具に使用されていた高濃度 PCB の運搬・処分に要する経費が計上されるとともに、令和 6 年度実質収支が確定したことに伴う財政調整基金への積立金が追加計上された。また、物価高騰の影響を受けている市民の家計への支援として、市内小売業やサービス業等で使用できるプレミアム付きのデジタル商品券の発行に要する経費が計上された。 農林水産業費は、補正額 2 億 4,892 万 7,000 円で、農業費に 50 歳未満の新規就農者が経営発展のために機械等を導入する経費に対する補助金や老朽化した共同利用施設の再編・集約・合理化のために信州諏訪農業協同組合が実施する施設改修や色彩選別機の設置等に要する経費に対する補助金が新たに計上された。また、市場費には、老朽化に伴う市場水産棟の屋根の防水改修工事に要する経費が計上された。 商工費は、補正額 6,400 万円で、商工費に物価高騰の影響を受けている事業者を支援し、市内需要の喚起や消費の下支えを図るため、市内の事業所同士の仕入れに利用できるプレミアム付きの事業者間取引券を発行する経費が計上されるとともに、観光費には、霧ヶ峰リフト事業特別会計繰出金が追加計上された。
主な質疑	問 物価高騰の影響を受けている市民の家計への支援として行われる、電子プレミアム商品券の仕組みは。 答 この商品券は 1 万セットを準備している。まず、webで登録をし、申し込み期間を締め切った段階で当選した方にメールでお知らせをする。ひとりの申し込みの上限は 4 セットと想定している。希望数が 1 万セットを超えた場合は抽選とする。満たない場合は 2 次応募をする。届いた当選お知らせメールにあるリンクからクレジットカードで支払いをする。1 セット 1 万円で 1 万 3 千円分利用できる電子チケットを購入し、各店舗に設置するQRコードを読み取って利用するしくみとなっている。

問 以前もこのようなプレミアム商品券の支援を行ったが、事務費の比較は。

答 直近では令和 5 年に行った。この時は、紙の券を発行し 5 百から 6 百万円の事務手数料だった。今回は商品券の運用に関連するシステムの構築や抽選の仕組み、コールセンターの費用を含み、業務範囲がかなり広がっているなので単純に比較はできないが 1,800 万円となっている。

問 今回構築したシステムは、今後活用できるのか。

答 今後このシステムの活用は可能。このシステムは、今年度から始めた旅先納税のシステムのプラットフォームの上に構築したもので、経費の削減を図っている。更に、今回、このシステムを利用した飲食店には旅先納税の事業者としてもご協力いただけるようにしたい。

問 今回webでの購入とした目的は。

答 わざわざ商品券を購入しに来る手間を省くため。webでの手続きが苦手な方のために、公民館等で説明会を開催する予定。

問 市内の事業所等が利用できるプレミアム付きの事業者間取引券の予算額は実質 3,600 万円となっているが、事業者間での取引に利用することを考えると予算額が少ないと感じる。予算設定において何か条件があったのか。

答 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用する他の事業との兼ね合いで決定した。

問 今回初めての試みだが、検証はするのか。

答 今回は紙ベースで発行する。事業者間取引券にはすべて通し番号がある。裏には利用した店舗が記載される。券を回収する際に何が買われたかの聞き取りも行い利用状況の傾向は把握できるので検証を行う。

問 人・農地プラン事業の補助金の対象について、以前は親の跡を引き継いだ場合は対象とならなかったが、制度が変わって対象になったのか。

答 次世代を担う農業者に対する補助金となり、親の世代から引き継いで就農した人も対象となった。

問 市外に住んでいても諏訪市に農地があれば対象となるのか。

答 対象となる。

問 利用回数の制限と利用の上限額はあるのか。

	答 新規で引き継いだ場合、それに対する補助なのでその時限りとなる。また、上限額は 500 万円、 問 市場費に、老朽化に伴う市場水産棟の屋根の防水改修工事に要する経費が計上されているが、計画的な修繕が終了し、公設廃止した直後に大掛かりな修繕費が発生している。今後もこのようなケースはあるのか。 答 躯体の部分にあたるので市が修繕することになっている。今後は都度協議・検討する事になる。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 50 号 令和 7 年度諏訪市霧ヶ峰リフト事業特別会計補正予算(第 1 号)
内容	議案第 44 号で提案されている公の施設の指定管理者の指定により、令和 8 年度から霧ヶ峰リフト事業の運営を指定管理者制度に移行する見通しであることから、今後のリフト事業の営業に必要な施設などの整備に要する費用が計上されたもので、一般会計からの繰入金によって措置された。
主な質疑	問 今回の修繕は、定期修繕の範囲内か。 答 定期修繕だけでなく、指定管理者が決定したことに伴い行う、降雪用の送水ポンプの修繕費等も含まれている。以前より不調だったが、ここで指定管理者が選定されたので修繕を行なうこととした。
討論	無し
審査結果	全会一致可決